

# 参考資料



## 参考資料

- 1 枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画
- 2 自転車指導啓発重点路線（枚方市域）
- 3 枚方市駅周辺コミュニティパーキング共通駐車券システム
- 4 自転車放置禁止区域
- 5 北河内自転車道
- 6 大阪北部サイクリングマップ
- 7 大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）
- 8 自転車活用推進法（法文）
- 9 用語説明



写真：国土交通省他

参考資料 1

【枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画】

自転車ネットワーク路線

道路種別ごとの自転車ネットワークの延長 (km)

	一般道路	大規模自転車道 (北河内サイクルライン)	計
国	10.9		13.5
府	8.9	15.8	24.7
市	32.8	0	32.8
計	52.6	18.4	71.0



**凡例**

- 自転車ネットワーク路線  
※府管理路線については、大阪府自転車通行空間整備緊急3か年計画等整備計画の路線
- 大規模自転車道(北河内サイクルライン)  
■ 整備済み  
■ 未整備
- 道路種別  
■ 国道  
■ 府道  
■ 市道  
■ 市道 整備予定路線(新設道路)

■ 国管理路線

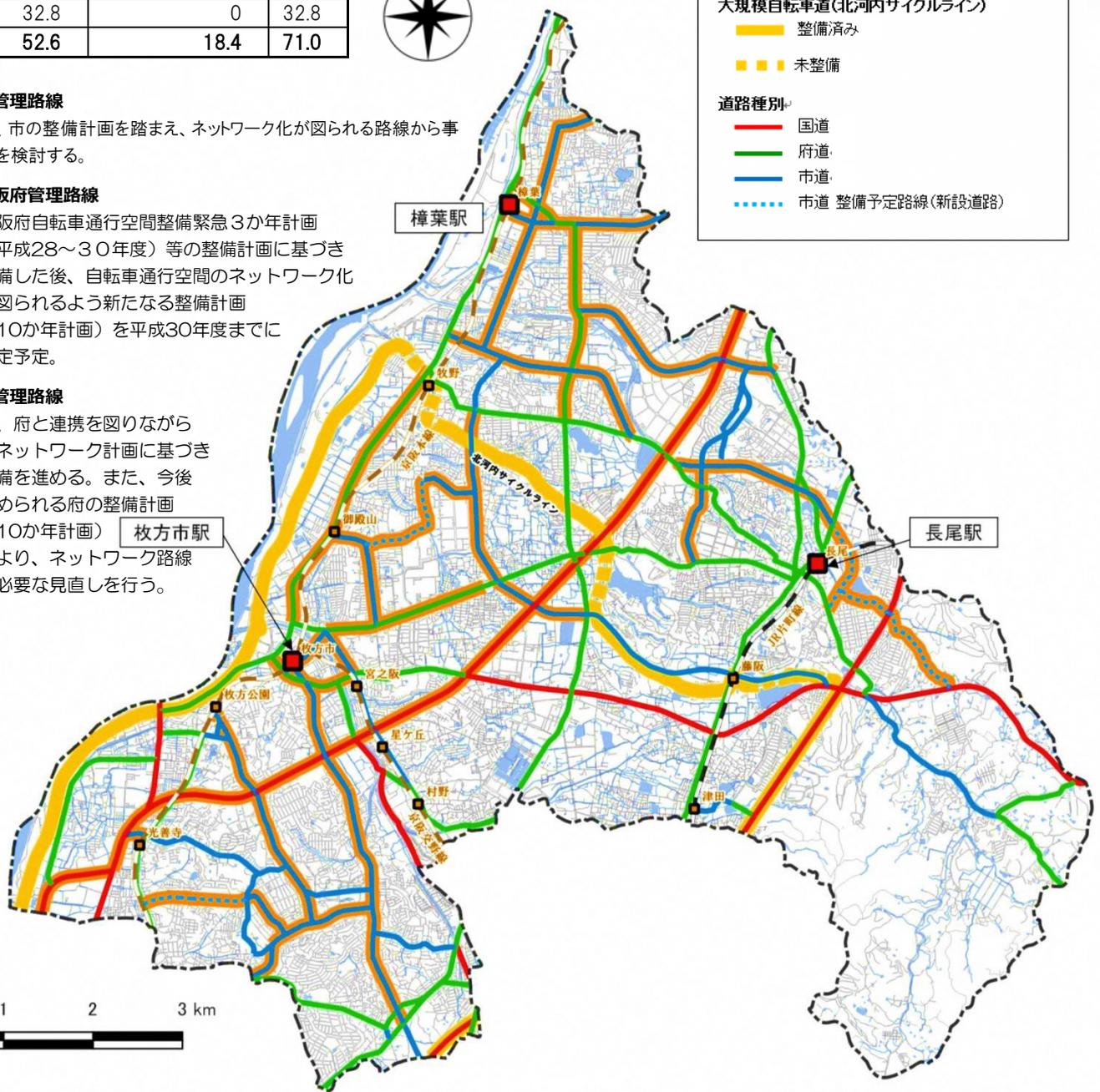
府、市の整備計画を踏まえ、ネットワーク化が図られる路線から事業化を検討する。

■ 大阪府管理路線

大阪府自転車通行空間整備緊急3か年計画(平成28~30年度)等の整備計画に基づき整備した後、自転車通行空間のネットワーク化が図られるよう新たなる整備計画(10か年計画)を平成30年度までに策定予定。

■ 市管理路線

国、府と連携を図りながら本ネットワーク計画に基づき整備を進める。また、今後定められる府の整備計画(10か年計画)により、ネットワーク路線の必要な見直しを行う。

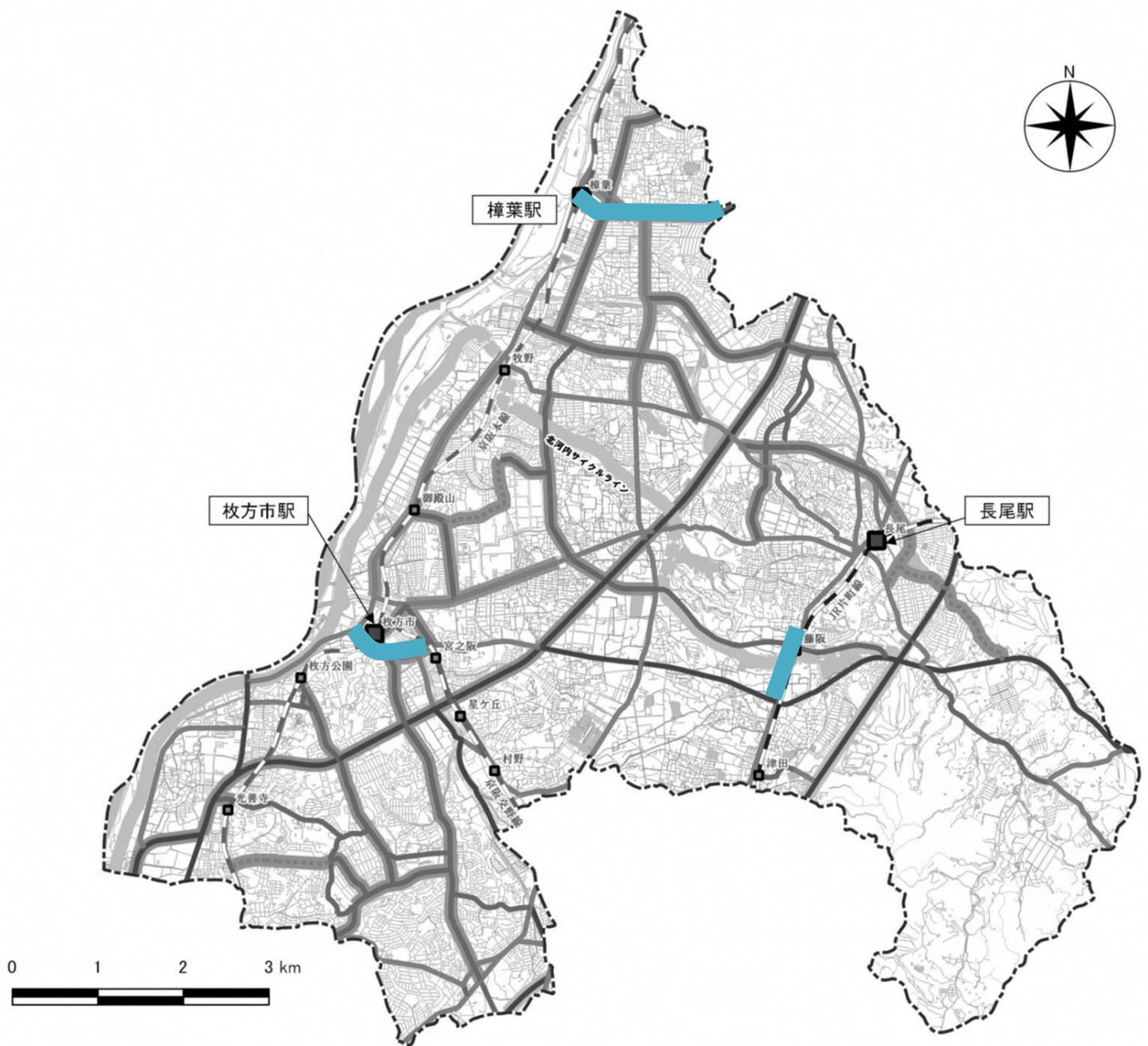


参考資料 2

【自転車指導啓発重点路線（枚方市域）】

大阪府警察ホームページより

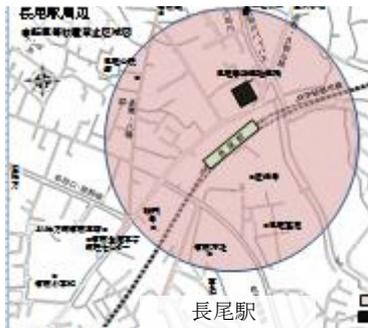
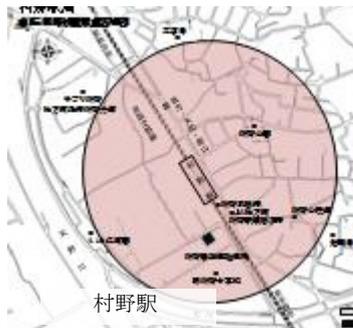
対象路線	区 域
府道枚方茨木線	関西医大病院前交差点から禁野橋西交差点
市道	男山泉交差点から楠葉交番前交差点
府道交野久御山線	藤阪駅前交差点から津田中学校前交差





参考資料 4

【自転車放置禁止区域】



「枚方市自転車等の放置防止に関する条例」  
第9条第1項に規定する自転車等放置禁止区域

- 駅周辺は放置禁止区域
- 放置自転車は撤去し保管
- 返還時間 平日・土曜日・日曜日 午前10時～午後4時
- 返還時に必要なものは、自転車等の鍵、住所・氏名を明らかにできるもの（学生証・免許証など）



参考資料6

【大阪北部サイクリングマップ】

かつて淀川に沿って大阪と京都を結んだ「旧街道」。その宿場町として栄えた枚方から淀までを、街道の面影を探しながら北上していこう。途中の休憩するスポットとなるさくらであい館は、木津川・宇治川・桂川の三つの川が合流するポイントにある。名所の残る木津川沿いを上がり、最後は宇治茶や平等院で有名な宇治のまちにゴール。河の流れが育んだ豊かな文化の混ざり合いを自転車でひも解く。



**大阪北部  
サイクリングマップ**  
～みずとみどりと歴史に触れる～



発行：大阪府都市空間計画課  
取材協力：サイクルスポーツ  
作成：令和元年9月

水と緑の歴史に触れる 旧街道&水路探求サイクリング

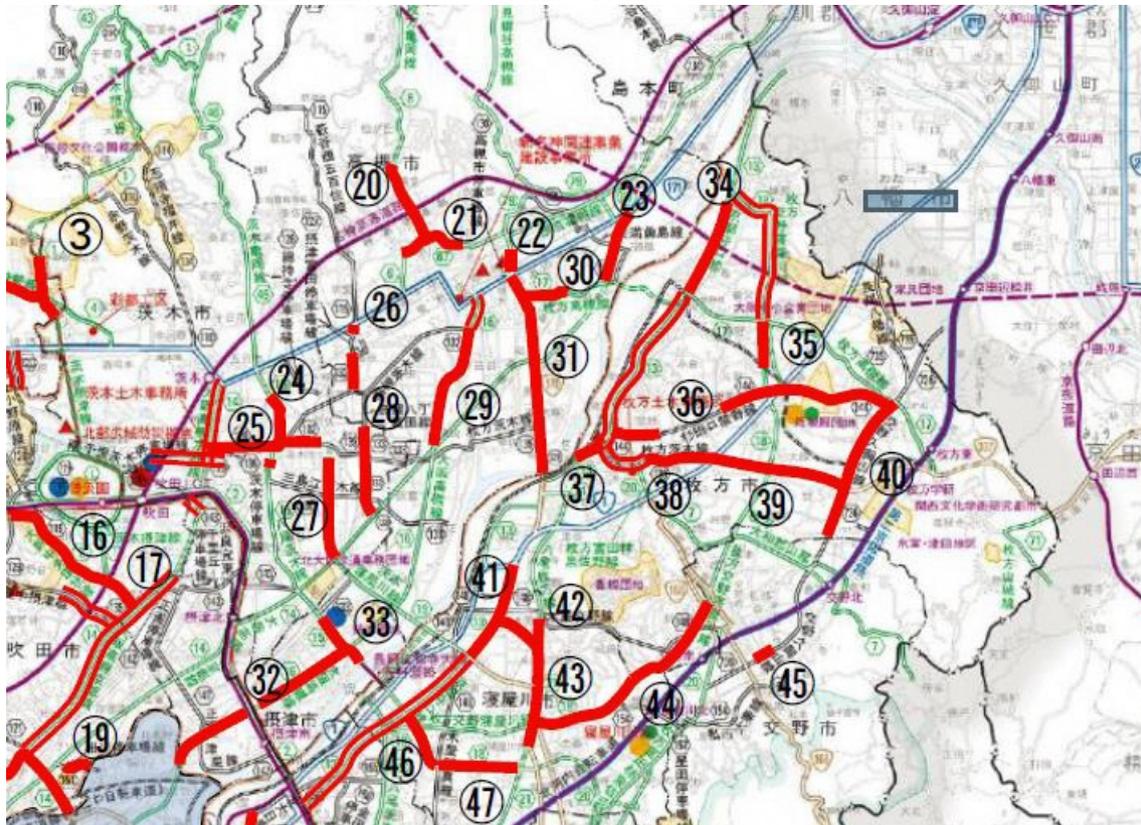


豊かな河の水とお茶の緑が育んだ歴史を感じるフラットコース  
距離 **28.5km** 所要時間 **2時間5分** 獲得標高 **119m** レベル **中級**



参考資料7

【大阪府自転車通行空間10か年整備計画(案)】(枚方市周辺の抜粋)



事業個所図

番号	路線名	区間	延長(km)
③④	京都守口線	楠葉花園町～牧野阪1丁目	2.1
③⑤	枚方交野寝屋川線	招堤口交差点～招堤南町1丁目	1.0
③⑥	杉田口禁野線	出屋敷交差点～菅原交差点 外	4.3
③⑦	京都守口線	関西医大病院前交差点～三矢町	0.4
③⑧	枚方茨木線	宮之阪北交差点～池之宮交差点 外	1.2
③⑨	国道307号	津田中学校前交差点～池之宮北交差点	2.8
④⑩	交野久御山線	交野市境～長尾口交差点	3.1
④⑪	国道170号	中振交差点～寝屋川市境	0.6
④⑫	枚方交野寝屋川線	交野市境～寝屋川市境	2.5

—— : 10か年整備計画(H31～H37)

1.「自転車関連事故が多い区間(A)かつ自転車交通量が多い区間(B)」 ⇒ 約60km  
 や「自転車指導啓発重点地区および路線」 ※緊急3か年計画と合わせると約122km

2.市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた府管理道路[(A)or(B)]のうち、 ⇒ 約77km  
 以下に該当する区間

①通学路や自転車関連事故が発生している市町村と一体的に整備が図れる区間  
 (駅・学校などへのアクセス道路等)  
 ②上記1または2-①によって挟まれた区間

—— : 10か年整備計画(H28～H30:緊急3か年計画) ⇒約62km

※H31から7か年で整備する区間は協議状況により変更となる場合があります。

## 参考資料 8 【自転車活用推進法】

### ○自転車活用推進法

(平成二十八年十二月十六日)  
(法律第百十三号)  
第百九十二回臨時国会  
第三次安倍内閣

自転車活用推進法をここに公布する。  
自転車活用推進法

#### 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針（第八条）
- 第三章 自転車活用推進計画等（第九条—第十一条）
- 第四章 自転車活用推進本部（第十二条・第十三条）
- 第五章 雑則（第十四条・第十五条）

#### 附則 第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進

- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

### 第三章 自転車活用推進計画等 (自転車活用推進計画)

- 第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。  
(都道府県自転車活用推進計画)
- 第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。  
(市町村自転車活用推進計画)
- 第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第四章 自転車活用推進本部 (設置及び所掌事務)

- 第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。
- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
  - 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

- 第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。
- 2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。
- 3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 総務大臣
  - 二 文部科学大臣
  - 三 厚生労働大臣
  - 四 経済産業大臣
  - 五 環境大臣
  - 六 内閣官房長官
  - 七 国家公安委員会委員長
  - 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国务大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

- 第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。
- 2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。
- 3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

- 第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

### 附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(平成二九年政令第一四一号で平成二九年五月一日から施行)

(法制上の措置)

- 第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

- 第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 参考資料 9

### 【用語説明】

ウェルネス ツーリズム	旅先でのスパ、ヨガ、瞑想、フィットネス、ヘルシー食、レクリエーション、交流などを通して、心と体の健康に気づく旅、地域の資源に触れ、新しい発見と自己開発ができる旅、原点回帰し、リフレッシュし、明日への活力を得る旅のこと
大阪府自転車条例	「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」であり、平成 28 年 7 月 1 日より自転車保険の加入が義務化された
大阪府自転車通行空間整備 10 年整備計画（案）	大阪府が管理する道路における現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のため、自転車通行空間の整備目的や整備手法を提示するとともに、優先して整備する区間などをとりまとめたもの（平成 31 年 3 月作成、計画期間は 2016 年度から 2025 年度までの 10 年間）
機械式自転車駐車場	一時的な駐輪を対象に、当初無料でその後時間経過とともに料金が発生していく。前輪ロック式のサイクルラック施設（枚方市では路上や民間ビル敷地などに設置され、市営は当初 90 分無料、6 時間まで 200 円、9 時間まで 300 円、24 時間まで 400 円）
交通安全 子供自転車大会	全日本交通安全協会が小学校児童の自転車事故防止活動の一環として開催する全国大会（昭和 41 年から開催） 学科テストと安全走行、技能走行などの実技走行を競技し、全国から 1,000 以上の学校が参加し競い合う
高年者交通安全 リーダー制度	昭和 61 年に全国的に「高年者交通安全リーダー」制度が実施され、枚方市においても昭和 63 年 5 月に当該制度を発足させた リーダーには各校区の老人クラブ理事（充て職）が就任し、その役割は老人クラブが主催する行事等において、高年者の交通安全教育を積極的に実施する。事務局は枚方市交通対策協議会となり、認証者は同協議会会長の枚方市長
交通安全功労者表彰	交通安全対策活動に顕著な功労があった者を表彰し、その労をねぎらうとともに、交通事故防止活動の普及および高揚に資することを目的とした、枚方市交通対策協議会の制度 表彰の対象は民間交通指導員等であって、地域における交通事故防止活動の推進等に努力し、枚方市の交通対策に貢献した功績が顕著であるものとし、交通安全対策事業に従事した年数が概ね 10 年以上としている（表彰者は枚方市交通対策協議会会長の枚方市長）
サイクリングロード	自動車交通から構造的に分離された、自転車専用（一部は歩行者との共用）の通行空間
サイクル・アンド・ バスライド	出発地点（自宅など）から自転車で最寄りのバス停までいき、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうこと

サイクルスポーツ	自転車を使って行うスポーツ競技の総称。モータースポーツと同じく、ロード競技とダート競技(オフロード競技)の二系統に大別出来る
サイクルツーリズム	自転車を活用した観光の総称
サイクルトレイン	自転車を鉄道車両内に、解体せずに持ち込むことができるサービス
サイクルバス	自転車を路線バス内に、解体せずに持ち込むことができるサービス
サイクルポート	自転車を駐輪するためのスペース
サイクルラック	自転車を載せる台のこと
シェアサイクル	自転車の共用、という意味で用いられる表現であり、自転車の貸出し拠点が設けられ、利用者はいわゆる「ちょい乗り」に利用できるといふサービスを指し、観光地などでの手軽な移動手段として導入される例がある
シミュレーター	自転車ペダルを踏むことにより速度に応じ、またハンドル操作によりモニターの映像が移動し、実際に自転車を運転している感覚を得、体験することにより自転車乗用時のルールとマナー、危険予測の学習する
市営岡東町 自動車駐車場	市営の路外駐車場で指定管理制度を導入しており、30分ごとに100円、最大1,400円(7時~24時)、夜間800円(0時~7時)、1ヶ月1万円から1万5千円
市駅周辺コミュニティ パーキング 共通駐車券システム	枚方市駅周辺において参加店舗が発行する共通駐車券(100円、150円、300円)により、契約駐車場において駐車料金から共通駐車券額面の金額が差し引かれる料金サービスが受けられる制度で、2019年9月現在で契約駐車場7駐車場、参加店舗数66店舗
自転車のまちづくり を推進する全国市町 村長の会	環境・健康・観光・教育・経済・交通といったさまざまな分野に効果をもたらす自転車を通じて、地域の活性化に取り組むため、志を同じくする首長が連携し地方創生の先進的、先駆的な取組とするべく、平成30年11月に設立され枚方市長も加入
自転車安全整備士	自転車の点検・整備のほか交通安全指導を担う民間資格で、公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する「自転車安全整備技能検定」に合格した者である
自転車安全利用五則	自転車に乗るときの基本ルール 1.自転車は、車道が原則、歩道は例外 2.車道は左側を通行 3.歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4.安全ルールを守る 5.子どもはヘルメットを着用
自転車運転者 講習制度	自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの

自転車技士	経済産業省の後援により実施されている日本の民間資格で、自転車の組立、検査及び整備を行う自転車専門の技術者
自転車指導啓発 重点地区・路線	自転車と歩行者のふくそう等から重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が関係する事故の多発地区・路線を選定し、指導啓発活動と自転車の交通違反に対する指導取締りの強化を推進
自転車放置禁止区域	公共の場所から放置自転車・ミニバイクをなくし良好な都市環境を保持するため、「枚方市自転車等の放置防止に関する条例」（昭和61年12月）により、鉄道駅周辺に放置禁止区域を指定し放置車両は保管場所へ移送撤去する
スケアード ストレート	恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。事故現場を再現してみせ、交通ルールの大切さを学ばせるなどの活動
全国交通安全運動	交通対策本部の定める要領に基づいて日本全国で実施される交通安全に関する啓発活動期間
ゾーン30	生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策のひとつ。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する
タンDEM自転車	複数のサドルとペダルを装備し、複数人が前後に並んで乗り同時に駆動することができる自転車
地域交通安全活動 推進委員	地域の道路交通モラルの向上のため諸活動のリーダーとして、ボランティアの人たちに法律上の資格を付与し、当該活動の促進を図るために活動する方々
駐車監視員	警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり法律上の資格が必要
通学路交通安全 プログラム	枚方市では平成24年度に小学校の通学路について、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策を講じており、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため「枚方市通学路交通安全プログラム」を作成
道路空間の再配分	道路利用者のニーズに合わせ、限られた既存道路空間を再配分することであり、自転車通行や歩行空間等ための空間確保や有効活用施策が検討される
ハンブ	道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促す構造物

<p>パーキング・メータ</p>	<p>駐車料金を徴収して車両を一定時間駐車する権利を提供する機械</p>
<p>枚方市めいわく駐車の防止に関する条例</p>	<p>安全で快適に生活できる環境の保持及び向上のため、駐車防止重点地域を定め、めいわく駐車をしようとする者又は現にしている者に対する助言及び啓発に関する活動などを示した条例</p>
<p>枚方市駅周辺放置自転車等に係る協議会</p>	<p>枚方市駅周辺の放置自転車対策に対する官民共同した取り組みとして、民間ビル管理者と交通事業者、交通管理者、道路管理者などの関係機関で構成する会議体。現状の放置状況の把握や対応策の検討などの情報交換を行う</p>
<p>枚方市自転車駐車場条例</p>	<p>道路交通の円滑化を図り、自転車等を利用する市民の利便に供するために自転車駐車場を設置するという内容。市内鉄道駅周辺に20か所の自転車駐車場を設置している</p>
<p>枚方市自転車等の放置防止に関する条例</p>	<p>枚方市内の公共の場所において放置禁止区域を定め、区域内において放置された自転車等を保管場所に移送するなどにより、交通安全の確保、災害救援の円滑化及び通行機能の維持を図り、もって良好な都市環境を保持することを目的とする条例</p>
<p>枚方市主要鉄道駅周辺自転車ネットワーク計画</p>	<p>自転車交通量の特に多い主要鉄道駅周辺において、鉄道駅へのアクセス性を中心に、公共施設等、拠点となる施設を結ぶ自転車でのネットワーク化を図る計画で平成29年7月作成</p>
<p>ヘルスツーリズム</p>	<p>医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のこと</p>
<p>めいわく駐車指導員</p>	<p>枚方市駅周辺のめいわく駐車防止重点地域において、枚方市からの受託により迷惑駐車をしようとする者等に対する指導、助言及び啓発等に関する業務を行う交通指導員（交通誘導警備業務1級又は2級要）</p>
<p>モビリティ</p>	<p>流動性や移動性を意味する。交通分野では移動手段のことをいう。</p>
<p>IoT</p>	<p>【Internet of Things】コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと</p>
<p>Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標</p>	<p>SDGs（持続可能な開発目標）とは、2030年までに達成すべき17の目標。2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーたちによって決められた、国際社会共通の目標</p>



枚方市自転車活用推進計画

発行：枚方市 土木部 交通対策課